

平成 17 年 8 月 5 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀江 貴文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊谷 史人
(TEL 03 5788 4753)

子会社ターボリナックス株式会社の上場承認に関するお知らせ

本日、当社子会社であるターボリナックス株式会社は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場への上場が承認されましたのでお知らせいたします。

記

1. 会社概要

会社名	ターボリナックス株式会社
代表者	代表取締役社長 矢野 広一
本社所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目 3 番 5 号
設立年月	1995 年 7 月
事業内容	1) LinuxOS の開発および販売 2) Linux ベースのミドルウェアおよびアプリケーションの開発・販売 3) 上記に関連する技術サポート・サービス・教育など
従業員数	32 名 (2005 年 6 月現在)

ご参考 添付書類

・ターボリナックス株式会社「公募新株発行及び株式売出しのお知らせ」

以 上

ご注意：

この文章は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ずターボリナックス株式会社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

平成17年 8月 5日

各 位

ターボリナックス株式会社
代表取締役社長 矢野 広一
(コード番号：3777)

問い合わせ先:

代表取締役財務統括兼 岡田 光信
経営企画管理本部長
電話番号 03(6406)2911(代表)

公募新株式発行及び株式売出しのお知らせ

平成17年8月5日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 発行新株式の種類及び数 普通株式 10,000株
- (2) 発行価額 未定
- (3) 募集方法 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、ライブドア証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、三菱証券株式会社、岡三証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及びマネックス・ビーンズ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
一般募集における価格(発行価格)は、平成17年8月29日開催予定の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で平成17年9月7日に決定する。
ただし、引受価額(引受人が当社に払込む金額)が発行価額を下回るものとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。
- (4) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価格(発行価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 平成17年9月8日(木曜日)から
平成17年9月12日(月曜日)まで
- (6) 払込期日 平成17年9月14日(水曜日)
- (7) 株券交付日 平成17年9月15日(木曜日)
- (8) 配当起算日 平成17年7月1日(金曜日)

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

- (9) 申込株数単位 1 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2 . 株式売出しの件

- (1) 株式の種類 普通株式
- (2) 売出人及び
売出株式数 株式会社ライブドア 9,000株
- (3) 売出価格 未定(公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。ただし、公募による新株式の発行を中止した場合は、株式売出しも中止するものとする。
- (5) 引受契約の内容 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額 (引受人より売出人に払込まれる金額) を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 平成17年9月15日 (木曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	10,000株
売出株式数	普通株式	9,000株

(2) 需要の申告期間 平成17年8月31日(水曜日)から
平成17年9月6日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成17年9月7日(水曜日)

(4) 申込期間 平成17年9月8日(木曜日)から
平成17年9月12日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成17年9月14日(水曜日)

(6) 受渡期日 平成17年9月15日(木曜日)

(7) 配当起算日 平成17年7月1日(金曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	77,000株
公募増資による増加株式数	10,000株
増資後の発行済株式総数	87,000株

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額910,000千円については、サービス品質の向上、業務効率の向上、及び製品ラインナップの拡大を目的とした設備投資に660,000千円を、インド、東南アジアでの拠点拡充を目的とした投融資に200,000千円を、借入金の返済に50,000千円を充当する予定であります。(手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(95,000円)を基礎として算出した見込額であります。)

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

永続的な利益成長を目指すとともに、成長に応じた株主への利益還元を旨とし、企業体質の強化を図り、積極的な事業展開に備える内部留保を勘案して配当政策を決定していく方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

製品のラインナップの拡大を目的としたアプリケーションの開発等に充当していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、積極的に株主への利益還元を実施していきたいと考えておりますが、現時点では具体的に決定しておりません。

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(4) 過去3期間の配当状況

	第9期	第10期	第11期
	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失	850.75円	254.30円	750.28円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)	- (-)
実績配当性向	-	-	-
株主資本利益率	9.3%	102.5%	30.8%
株主資本配当率	-	-	-

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本(期末・期首の平均)で除した数値であります。

3. 平成16年12月14日付で株式10株を1株にする株式併合を行っております。そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成16年9月30日付大証上場第181号)に基づき、当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及計算を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第10期の1株当たり当期純損失を除き、港陽監査法人の監査を受けておりません。

	第9期	第10期
	平成14年12月期	平成15年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失	8,507.65円	2,542.97円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	- (-)	- (-)

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社大阪証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。